

新エコカー減税関連法案の可決・成立のお知らせ

3月30日、参議院本会議にて「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案」及び「租税特別措置法等の一部を改正する法律案」が可決・成立し、新エコカー減税について、**自動車取得税及び自動車税については、4月1日から、自動車重量税については5月1日から適用されることが確定**（巻末の税額表参照）しました。

なお、振興会HP（会員ページ）に車両重量または車両総重量を入力すると税額が一覧できる「自動車重量税計算書」を掲載しますのでご利用下さい。

また、4月下旬に「自動車重量税・自動車取得税減免措置対象車一覧表」を会員の皆様に配布致しますのでご活用下さい。

国土交通省では、自動車重量税関連情報（平成24年度改正）について、[同省自動車局のホームページ](#)（別添1）に掲載しましたのでお知らせ致します。

〈国土交通省掲載アドレス〉

◎自動車重量税等の減免（エコカー減税・ASV減税・バリアフリー車両減税等）について

http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr1_000028.html

◎自動車重量税の税率の変更について（平成24年改正）

http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr1_000029.html

自動車:自動車重量税等の減免(エコカー減税・ASV減税・バリアフリー車両減税等)について(平成24年改正)

別添1

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

English | 用語集 | サイトマップ | 文書検索 | ホーム | ニュース | レポート内検索

Google™カスタム検索 | 検索

ホームに戻る | 国土交通省について | 政策・仕事 | 報道・広報 | 情報・白書 | 申請・手続き

ホーム > 政策・仕事 > 自動車 > 自動車重量税等の減免(エコカー減税・ASV減税・バリアフリー車両減税等)について(平成24年改正)

自動車

自動車の検査手数料が変わります 平成20年1月1日から実施

自動車総合安全情報

NOx-PM法と自動車環境対策に関する相談窓口はこちら!

チャイルドシートコーナー

自動車等の不具合情報をお寄せください!

自動車保有関係手続きワンストップサービス

主な施策

- 環境対策
- 安全対策
- 公共交通の利便性向上
- 自動車交通関係事業
- ITS(高度道路交通システム)
- 自賠責保険ポータルサイト(交通事故の被害者救済)
- 国際化の推進

自動車重量税等の減免(エコカー減税・ASV減税・バリアフリー車両減税等)について(平成24年改正)

※平成24年5月1日から自動車重量税の税額が変更されます。詳しくは[こちら](#)。

○特例の概要(平成24年度改正)

○新エコカー減税・中古車特例の概要

- 平成22年度燃費基準値及び減税対象基準値
- 平成22年度燃費基準値及び減税対象基準値
- (参考)新エコカー減税(自動車重量税・自動車取得税)の概要

○(参考)中古車特例(自動車取得税)の概要

○ASV・バリアフリー車両減税(自動車重量税・自動車取得税)の概要

○自動車税のグリーン化特例の概要

○対象車一覧(平成24年3月31日更新)

○特定改造自動車減免措置対象車両一覧表

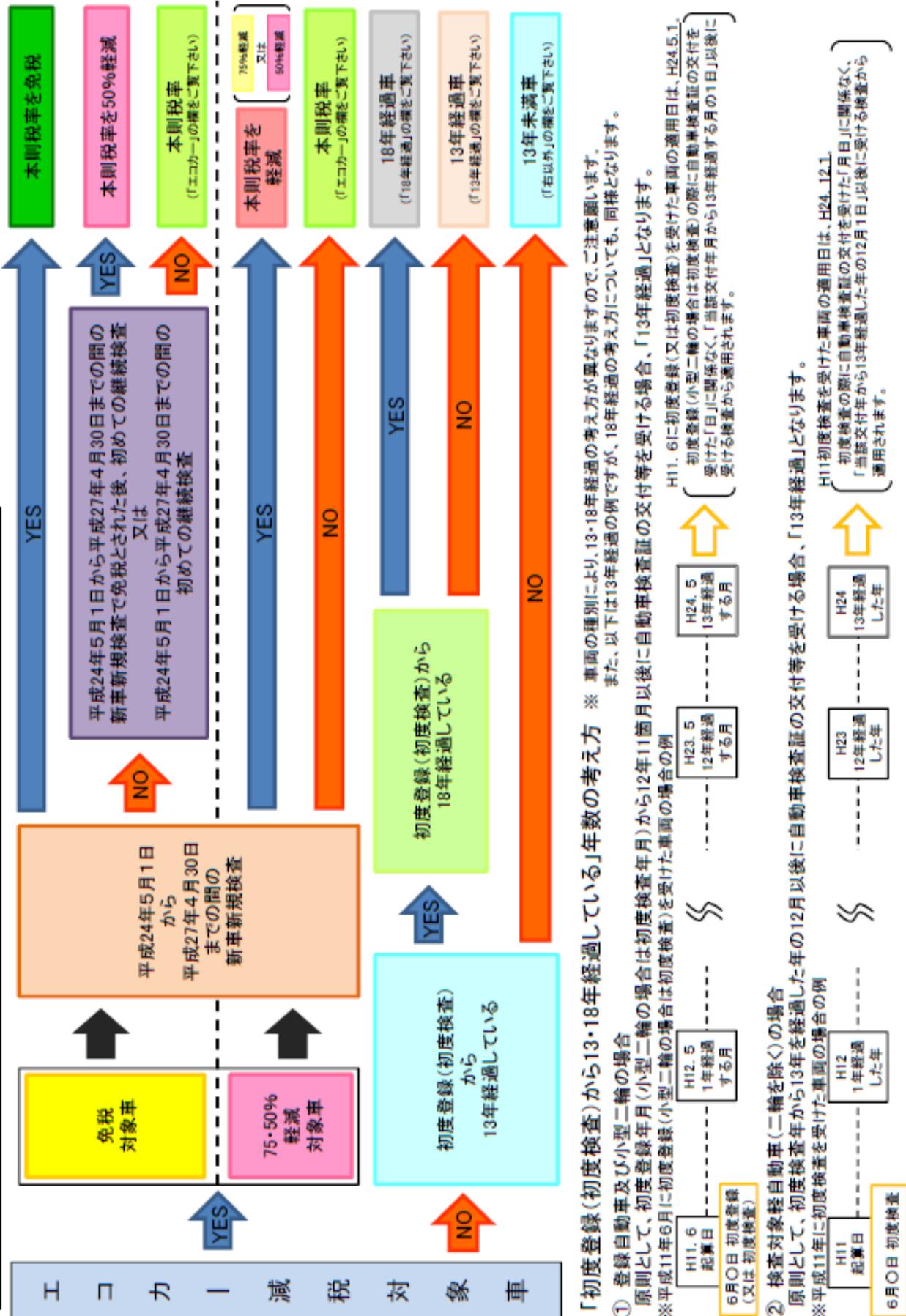
※メーカーにお問い合わせください。

○平成24年5月1日からの自動車重量税税額表

○メーカー等の問い合わせ先

平成24年度税制改正に伴う自動車重量税の変更について(H24.5.1~)

平成24年度税制改正に伴う自動車重量税税率の基本的な考え方(フローチャート)



「子ども110番のお店」所在マップ贈呈式を実施しました

創立60周年記念事業として、現在実施している社会貢献事業の「子ども110番のお店」を拡大して展開し、お子様が困ったとき、危険を感じたときにかけこむ「子ども110番のお店」を確認することができるよう、県下各小学校周辺の「子ども110番のお店所在マップ」を作成、県下の小学校200校、全児童に配付するため、山梨県庁を訪問し贈呈式において荻原会長より山梨県企画県民部河野理事に目録を手渡しました。



【贈呈式】

日時 3月26日(月) 10:00

場所 山梨県企画県民部長室

〈所在マップの贈呈式の様子〉



会員の皆様には「子ども110番のお店」掲示用看板を配布しますので、児童の目線でわかりやすい場所に掲示をお願いします。

「春の連休時における交通安全運動」実施について

春の連休時には県内でも多数の行楽客往来により、道路が混雑し、交通事故の増加も懸念されることから、交通混雑の緩和と交通事故防止の徹底を図るため、4月28日（土）から5月6日（日）までの9日間、「春の連休時における交通安全運動」を実施します。

つきましては、運動の趣旨を十分ご理解いただき、各事業所におかれましても交通事故防止の徹底を図られますようご協力お願いいたします。

1. 目的

春の連休時には県内外の多数の行楽客の往来による県内観光地周辺道路や幹線道路などの混雑が予想され、交通事故の多発が懸念されることから、各種交通安全対策を実施し、交通混雑の緩和と交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

2. 実施期間

平成24年4月28日（土）から5月6日（日）までの9日間

3. スローガン

『心地よい 運転マナーが 照らす未来（あす）』

4. 重点目標

- 1 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 2 運転中の携帯電話等使用禁止の徹底
- 3 県外車両（者）の交通事故防止
- 4 自転車の安全（適性）利用の推進
- 5 飲酒運転の根絶

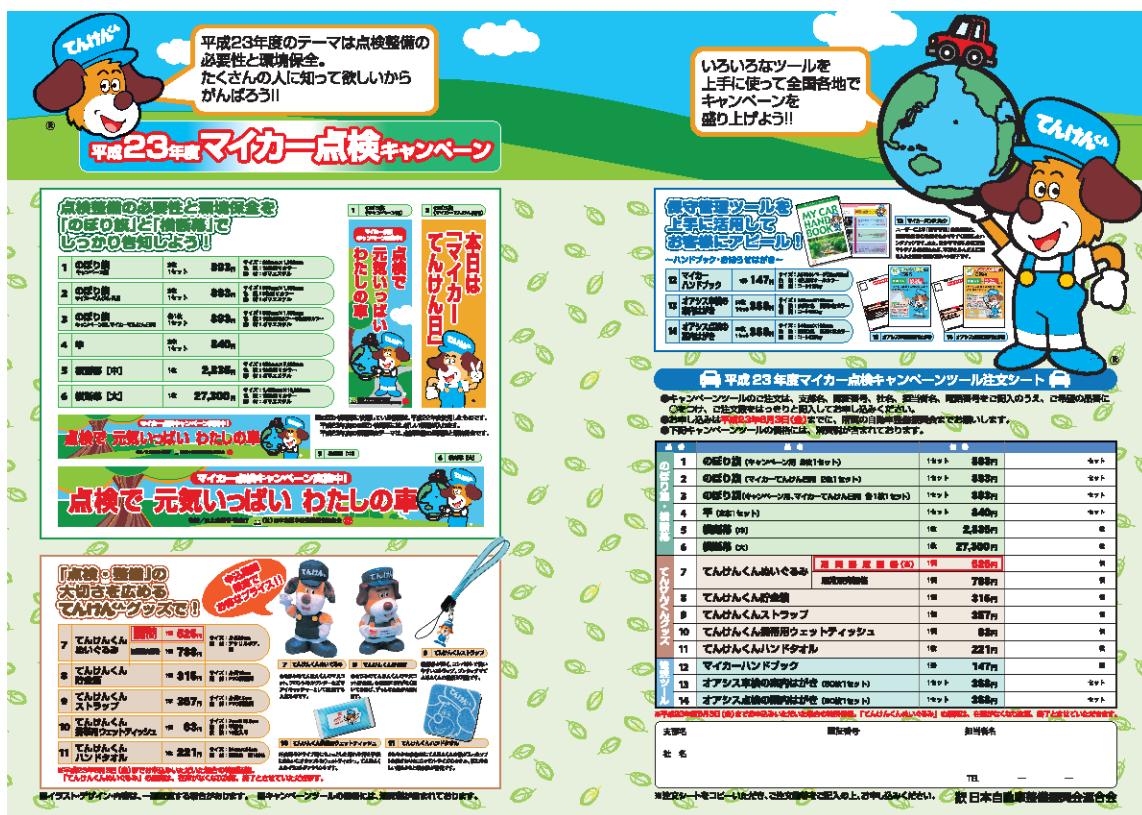
平成24年度「マイカ一点検キャンペーン」の実施について

昨年度に引き続き『マイカ一点検キャンペーン』（自動車点検整備促進全国キャンペーン）を9月～10月の2か月間を強化月間（PR等の活動は年間を通して実施）として実施しますので、本キャンペーンの実施及び促進をよろしくお願いします。

本年度も、本キャンペーンのより一層の普及を図る目的で、キャンペーン・ツールの販売価格の一部値下げの設定をしましたので、ぜひご購入下さい。

ツールの購入は6月5日までに振興会へお申し込み下さい。

キャンペーン・ツール注文受付用のツールカタログは、振興会ホームページに掲載、窓口にも用意します。JASPAニュース4月号（P20）にも掲載されておりますのでご覧下さい。



■ キャンペーンの一環として、「グッドオアシスキャンペーン」も展開されます。

JAFの機関誌「JAFメイト」を活用し、定期点検ステッカーを題材に年間を通じた懸賞付き定期点検推進キャンペーンを実施しています。来社されたお客様にもお勧めし、1年定期点検整備の推進を図りましょう。

JAFメイトー24年5月号（4月10日号）
～25年4月号（3月10日号）に掲載



「職場の安全サイト」ご案内について

厚生労働省では、インターネット上でリスクの見積等が可能な支援用システムとして「職場の安全サイト リスクアセスメントの実施支援システム」を展開しており、この度、本支援システムに自動車整備業が追加されましたのでお知らせします。

◆リスクアセスメントとは・・・？

個々の会社（事業場）の作業の実態や特性を的確にとらえた会社自らが行う自主的な安全衛生対策です。詳細は下記をご覧ください。

ホームページ http://anzeninfo.mhlw.go.jp/risk/risk_index.html



騒音計の検定について（指定工場の皆様へ）

標記検定が下記により実施されます。

指定整備工場においては、騒音計有効期間（前回検定から5年間）の確認を行い、該当する場合は必ず検定を受けられますようお知らせいたします。

検定の有効期限を越えると、指定整備が行えませんのでご注意下さい。

記

1. 日 時 5月24日（木）10：00～15：00
(受付 10：00～14：00)
2. 場 所 (社)山梨県自動車整備振興会 実習場
3. 実施者 (財)日本品質保証機構 計量計測センター
TEL 03-3416-5562
4. 検定料 18,300円



騒音計の裏側

平成24年度第1回自動車検査員教習が実施されます

自動車検査員資格を取得するための教習が、下記により実施されますのでお知らせします。

◇受付期間 5月7日（月）～5月11日（金）まで

◇教習日程 6月下旬～7月初旬（4日間）予定 9:00～17:00

◇試問日 7月10日（火）

◇教習受講資格

「指定自動車整備事業業務取扱要領」第11条に定める者（教習開始日の前日において、整備主任者として1年以上の実務経験を有する者）であって、次の各号の一に該当する者。

（1）指定自動車整備事業の指定を受けている事業場に従事している者

（2）指定自動車整備事業の指定を受けようとしている事業場に従事している者

（3）上記（1）及び（2）に勤務を予定している者

なお、直近の整備主任者研修（平成23年10月実施）を受講していること。

（4）自動車検査員再教習受講通知を受けた者

◇教習会場 （社）山梨県自動車整備振興会 研修センター

◇申請書類 ①申請書2枚（申請書は振興会指導・教育部門窓口に用意します。）

振興会ホームページ（<http://www.ams.or.jp>）の会員ページからもダウンロードできます。

②写真 2枚（4cm×3cm）申請書に貼付

③はがき3枚（申請書の氏名・郵便番号・住所を記入）

④自動車整備技能者手帳（法令研修の受講を確認します）

◇資料代 19,000円

※資料代は関係法令の改正等により追加・変更する場合があります。

※平成22年度第2回、平成23年度第1回・2回の教習を受講された方で、今回試問のみを受験される方も必ず申請して下さい。

※詳細については、別途お知らせします。

自動車検査員教習特別講習会を実施します

自動車検査員教習試問合格に向けた特別講習会を開催致します。試問合格率アップを目的とした勉強会となりますので、自動車検査員教習の申請者は受講することをお勧めします。

◇受付期間 5月7日（月）～5月31日（金）

◇日程 7月初旬（3日間）予定 9:00～17:00

◇会場 （社）山梨県自動車整備振興会 研修センター

◇申請書類 自動車検査員特別講習受講申込書1部

（検査員教習受講申請時に受講料を添えて併せてお申し込み下さい。）

◇受講料 9,000円

平成23年度第2回自動車整備技能登録試験

標記登録試験が、3月25日（日）振興会研修センターにおいて実施されました。
受験者数は次のとおりでした。

種目	受験者
一級小型（筆記）	5
二級ガソリン	47
二級ジーゼル	18
二級シャシ	11

種目	受験者
三級シャシ	2
三級ガソリン	23

平成23年度第2回自動車検査員教習試問

標記自動車検査員教習試問が2月7日（火）に実施され、その結果は次のとおりです。

受験者数	合格者数	合格率（%）
40	18	45.0

ハイブリッド車（プリウス）整備講習会のお知らせ

ハイブリッド車の車検整備における一部定期交換部品として、「ブレーキフルード」、「インバーター冷却水」等がありますが、ECB搭載のプリウスは通常のペダリング方法だけでは、フルード交換が出来ません。

また、インバーターの冷却水交換においては、冷却水通路のエア抜きが必要となります。

「整備時の注意点」、「整備モード」、「ブレーキ禁止モード」、「ECB搭載ブレーキのフルード交換」、「インバーター冷却水の交換」等、これら車検整備時に必要な事柄を実習にて行います。

- ◇ 受付期間 **4月9月（月）～5月11日（金）**
- ◇ 講習日時 **5月16日（水）9：00～17：00**
- ◇ 講習場所 (社)山梨県自動車整備振興会 研修センター
- ◇ 担当講師 技術講習所講師 ディラートレーナー
- ◇ 講習内容 ハイブリッド車の整備における注意点
 - (30系) 整備モード、ブレーキ禁止モードへの移行方法
 - (20系) ECB搭載ブレーキフルード交換実習
 - (10系) インバーター冷却水の交換実習
 - 補機バッテリー交換時の各システム初期化方法
- ◇ 持ち物 筆記用具
- ◇ 受講料 5,000円（資料代含む）
(申込後の未受講において、受講料の返金は出来ませんのでご了承下さい。)
- ◇ 定員 **30名**（定員になり次第締切とさせて頂きます）
- ◇ 申込方法 申込書は、本誌巻末・教育課窓口にあります。また、振興会ホームページ（<http://www.ams.or.jp>）の「会員ページ」からもダウンロードできます。
必要事項を記入の上、受講料を添えて教育課までお申し込み下さい。

自動車電気基礎（STEP UP 1）講習会のお知らせ

ハイブリッド車、電気自動車を含め自動車整備、故障探求を行うにあたり、電気を切り離して考えることが出来ません。

電気整備の基本となる部分「覚えていたはず・・・」が、忘れかけている事ありませんか？

電気の基礎の基礎を復習のつもりで参加して頂けますようお待ちしています。

- ◇ 受付期間 **4月9日（月）～5月18日（金）**
- ◇ 講習日時 **5月24日（木）9：30～16：00**
- ◇ 講習場所 (社) 山梨県自動車整備振興会 研修センター
- ◇ 担当講師 振興会
- ◇ 講習内容 電圧・電流・抵抗の理解
電気パネルを使用した電圧・抵抗の変化
電気回路の解説
その他
- ◇ 持ち物 サーキットテスタ（デジタル）、筆記用具
- ◇ 受講料 1,500円（資料代含む）
(申込後の未受講において、受講料の返金は出来ませんのでご了承下さい。)
- ◇ 定員 **先着10名**（定員になり次第締切とさせて頂きます）
- ◇ 申込方法 申込書は、本誌巻末・教育課窓口にあります。また、振興会ホームページ（<http://www.ams.or.jp>）の「会員ページ」からもダウンロードできます。
必要事項を記入の上、受講料を添えて教育課までお申し込み下さい。

自動車ボディ電装（STEP UP 2）講習会のお知らせ

自動車のボディ関係の電気回路についての講習会です。

システム回路図などを読みながら、実習車の作動確認及び故障探求をしてみましょう。

- ◇ 受付期間 **4月9日（月）～6月8日（金）**
- ◇ 講習日時 **6月14日（木）9：30～16：00**
- ◇ 講習場所 (社) 山梨県自動車整備振興会 研修センター
- ◇ 担当講師 ディーラー トレーナー
- ◇ 講習内容 配線図、システム回路図、艤装図の理解
実習車を用いて
 - ・ 灯火関係故障探査
 - ・ パワーウインドウ関係故障探査
 - ・ ドアミラー関係故障探査
 - ・ その他

【注意 回路図の読み方の講習は行いませんので、自動車電気基礎入門を受講済みの方、又は回路図が読める方を対象とします】

- ◇ 持ち物 サーキットテスタ（デジタル）、筆記用具
- ◇ 受講料 3,000円（資料代含む）
(申込後の未受講において、受講料の返金は出来ませんのでご了承下さい。)
- ◇ 定員 **先着10名**（定員になり次第締切とさせて頂きます）
- ◇ 申込方法 申込書は、本誌巻末・教育課窓口にあります。また、振興会ホームページ（<http://www.ams.or.jp>）の「会員ページ」からもダウンロードできます。
必要事項を記入の上、受講料を添えて教育課までお申し込み下さい。

笛吹市消防本部による普通救命講習会を実施します

もしもの時に、知っておきたい「応急手当」

もしも、あなたの身近な人が、あなたの目の前で急に倒れ、呼吸が停止してしまったらどうします？
もしも、あなたが戸外で倒れている人を発見し、呼吸が止まっていた状態だったらどうします？
救急車を呼んで、そのままなにもせず到着するまで待っていますか？
「命が助かる」、「命が助からない」は、その時の適切な判断と行動で左右されてしまいます。
万が一の時、適切に行動できるよう、この講習会で「救命救急」を体得いたしましょう。
笛吹市消防本部の協力により救命救急の実習を主体に行う予定です。

- ◇ 受付期間 **4月9日（月）～5月18日（金）**
- ◇ 講習日時 **6月7日（木）9：00～12：00**
※会場集合 8：55までにご着席下さい。
- ◇ 講習会場 (社) 山梨県自動車整備振興会 研修センター
- ◇ 担当講師 笛吹市消防本部 担当者
- ◇ 受講料 **無料**
- ◇ 定員 **40～50名**
- ◇ 申込方法 消防署指定の申請書に記入し、振興会・教育課までお申し込み下さい。
申請書は本誌巻末・教育課窓口にあります。また、振興会ホームページ（<http://www.ams.or.jp>）の「会員ページ」からもダウンロードできます。

講習終了後、笛吹市消防本部より「普通救命講習修了証」が交付されます。

※注意※ 本講習は、国家資格である「救急救命士」取得のための講習ではありません。
応急手当に関する、技能を修得するための講習です。
概ね3～4年を経過したら「新たな技能習得のため再講習を受けることが望ましい」と言われています。

低圧電気取扱特別講習会を実施します

(ハイブリッド車及び電気自動車に限る)

**労働安全衛生法第6章 労働者の就業に当たっての措置
安全衛生教育 第59条の趣旨に基づき標記講習を行います。**

事 業 主 の 皆 様 へ(低圧電気取扱いに関して)

「整備士に50V以上 の電圧が掛かる充電回路を整備させるには**労働安全衛生法の特別教育**を受けさせることが法令で義務付けられています。

プリウスは最大 約 650V、インサイトは最大約 100V、i-MiVE は最大約 300V、フーガ、リーフは最大約 400V の電圧です。

事業者の義務として法令順守で整備士に安全特別教育を積極的に参加させてください。

◇受付期間 **4月9日（月）～5月18日（金）**

◇講習日時 **6月7日（木）13：00～19：00**

◇講習会場 (社) 山梨県自動車整備振興会 研修センター

◇担当講師 技術講習所講師 ディーラートレーナー

◇講習内容 (講習内容をご確認の上、お申込み下さい)

- | | |
|---------------------------|----|
| 1. 電気の基礎、電気回路の点検 | 学科 |
| 2. 電気の安全に必要な基礎知識 | 学科 |
| 3. 関係法令と低圧電気取扱い | 学科 |
| 4. ハイブリッド車作業上の心得と注意 | 学科 |
| 5. ハイブリッド車の整備 | 実習 |
| 6. 試問 (70%以上合格) ・解説・修了証授与 | |

◇持 ち 物 筆記用具、電卓

◇定 員 **40名**

◇受 講 料 **6,300円 (テキスト代含む)**

(申込後の未受講において、受講料の返金は出来ませんのでご了承下さい。)

【使用テキスト】

- ・新版 低圧電気取扱安全必携 630円
- ・電気の基礎知識
- ・電気の安全に必要な基礎知識ハイブリッド車概要 1,050円

◇ 申込方法 申込書は、本誌巻末・教育課窓口にあります。また、振興会ホームページ (<http://www.ams.or.jp>) の「会員ページ」からもダウンロードできます。
必要事項を記入の上、受講料を添えて教育課までお申し込み下さい。

ご注意

受講希望の方は、同日午前に行なわれる消防署「普通救命講習」を受講して下さい。

既に、消防署「普通救命講習」または、「上級救命講習」を受講済みの方は、申込み時に消防署「救命講習」修了証のコピーを提出して下さい。

講習修了証書を授与し、受講証明もしますので整備士手帳もお持ち下さい。

労働安全衛生法 第6章 労働者の就業に当たっての措置 安全衛生教育法 第59条（条文のまま）

事業者は、労働者を雇い入れたときは、当該労働者に対し、労働省令で定めるところのより、その従事する業務に関する安全または衛生のための教育を行わなければならない。

2. 前項の規定は、労働者の作業内容を変更したときについて準用する。
3. 事業者は、危険または有害な業務で、労働省令に定めるものに労働者を

つかせるときは、労働省令で定めるところにより、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならない。

労働安全衛生規則 第36条（条文のまま）

第59条の厚生労働省令で定める危険又は有害な業務は、次のとおりとする。

- ・ 高圧（直流にあっては七百五十ボルトを、交流にあっては六百ボルトを超え、七千ボルト以下である電圧をいう。以下同じ。）若しくは特別高圧（七千ボルトを超える電圧をいう。以下同じ。）の充電電路若しくは当該充電電路の支持物の敷設、点検、修理若しくは操作の業務、**低圧**（**直流にあっては七百五十ボルト以下**、交流にあっては六百ボルト以下である電圧をいう。以下同じ。）の**充電電路**（対地電圧が五十ボルト以下であるもの及び電信用のもの、電話用のもの等で感電による危害を生ずるおそれのないものを除く。）の敷設若しくは**修理の業務**又は配電盤室、変電室等区画された場所に設置する低圧の電路（対地電圧が五十ボルト以下であるもの及び電信用のもの、電話用のもの等で感電による危害の生ずるおそれのないものを除く。）のうち**充電部分が露出している開閉器の操作の業務**

★ これらの規則に違反した場合、**労働安全衛生法第12章罰則第119条1項**により**事業者には6月以下の懲役または50万円以下の罰金**が課せられることがあります。

圧縮天然ガス（CNG）自動車講習会を開催します

標記講習会を下記により開催します。

CNG自動車の燃料装置の点検整備を行うためには、一定の条件を備え運輸支局長の行なうCNG自動車に関する講習を修了した方を、点検整備責任者に選任する必要があります。既にCNG講習を修了されている方は受講する必要はありません。

記

- ◇ 受付期間 **4月9日（月）～6月15日（金）**
- ◇ 講習日時 **6月29日（金）9：30～17：00**
- ◇ 講習会場 **（社）山梨県自動車整備振興会 研修センター**
- ◇ 対象者
 - (1) 整備主任者
 - (2) 自動車検査員
 - (3) 整備管理者又は整備管理者に準ずる者
- ◇ 受講料 **8,000円（テキスト代含む）**

【使用テキスト】

・CNG自動車 構造取扱基準及び解説 4,200円

- ◇ 申し込み 申込書は、振興会指導・教育窓口に用意してあります。
また、振興会ホームページ <http://www.ams.or.jp> の会員ページの会報からもダウンロードできます。必要事項を記入の上、受講料を添えて指導・教育部門までお申し込み下さい。

自動車ボディ電装講習会(STEP UP 3)の報告

自動車エンジン電装講習（STEP UP 3）を、3月13日（月）ディーラートレーナーを講師として、参加者6名にて行いました。

実習をメインにエンジン電装回路に設けた各故障を、電気配線図、回路図、儀装図を読みながらスキャンツールやサーチットテスタを使い実施しました。

参加された受講者の皆様は、「故障現象確認からの絞り込み」、「配線図等からの故障部位の切り分け」、「スキャンツールを使い各種方法での故障探究」する方法を実践して頂きました。

この講習を基に日々の整備に活かして頂きたいと思います。



小型ジーゼル車整備基礎講習会のお知らせ

点火装置を持たないジーゼル車整備に関し、多くの事業場で点検整備されている所ではありますが、過酷に使用され走行距離が延びる車両などは、確実な点検整備がトラブル回避の大きなポイントとなります。

現在ジーゼルエンジンに主流となっているコモンレールに関しても、従来の燃料システム以上の圧力で作動しているため、整備には細心の注意が必要となり、また故障診断システムもOBDを多用されるようになりました。

日頃ジーゼルエンジン整備を専門に行っている大型ディーラーに協力を依頼し、4t未満の小型ジーゼル車整備基礎講習を実施いたしますので、多くの方の参加をお待ちしています。

- ◇ 受付期間 **5月14日（月）～6月8日（金）**
- ◇ 講習日時 **6月23日（土）9：30～16：00**
- ◇ 講習会場 (社)山梨県自動車整備振興会 研修センター
- ◇ 担当講師 山梨日野自動車（株）、UDトラックスジャパン（株）の各トレーナー
- ◇ 実習車両 日野自動車（レンジャー クラス）UDトラックス（コンドル クラス）
- ◇ 講習内容 午前 各社基本整備内容学科講習
 - 午後 ジーゼル車基本整備方法実習
 - ・ フューエルフィルター交換要領
 - ・ コモンレール関係整備要領
 - ・ 自己診断表示及び消去方法
 - ・ その他
- ◇ 定 員 **30名**
- ◇ 受 講 料 5,000円（資料代含む）
(申込後の未受講において、受講料の返金は出来ませんのでご了承下さい。)
- ◇ 申込方法 申込書は、本誌巻末・教育課窓口にあります。
また、振興会ホームページ (<http://www.ams.or.jp>) の「会員ページ」からもダウンロードできます。必要事項を記入の上、受講料を添えて教育課までお申し込み下さい。

ハイブリッド車(プリウス)整備講習会の報告

トヨタプリウスの「インバーター冷却水交換作業」「ブレーキフルード交換作業」及び「各モード切り替え操作手順」「各システムの初期化」に関する講習を、3月22日（水）にディーラートレーナーとにより、参加者5名にて実施いたしました。

作業方法を確認の後、参加者全員が作業を実践され手順の確認を行いました。

参加された皆さんは、「資料だけで理解するのではなく、実際に作業してみるとより分かりやすく、忘れない」とのことです。

ハイブリッド車の入庫が今後増加する中で、定期交換の作業が本講習によってスムーズに、的確に行えることを期待します。



全国の整備相談所に寄せられた整備相談事例 Vol. 3

整備業界における社会的責務の増大等、業界を取り巻く諸環境の新たな転換に対応するため、「自動車整備相談所」を各都道府県振興会に開設し、整備に関するユーザーの相談を適正かつ迅速に処理し、一層の信頼性の確保に努めています。

全国から寄せられた整備相談事例を紹介しますので参考とされますようお願いします。

ケースその1

【相談】 香川県 女性

【内容】 見積り無しでのいきなりの請求書発行について

事故修理のある整備工場に依頼した。修理を始める前に事前に見積書を発行するようお願いしていたが、同工場が鈑金修理を行い、いきなり201,000円の請求書がきた。これについて整備工場と揉めている。

また、請求書の明細が事故修理一式で技術料135,000円、部品代57,370円となっており、この技術料の135,000円の内訳を詳しく記載して欲しい。さらにこの料金が正当な請求かどうか教えて欲しい。

修理後の数日後に再度事故を起こし、同整備工場に再び鈑金修理を依頼した。2回目については見積書を出すまでは修理をしないよう念を押した。

その間、その整備工場の代車（軽）を借りていたが高速道路上で、後タイヤがバーストし、JAFに来てもらった。その時にお金が無かったので、整備工場に連絡し、とりあえず請求書を整備工場に出すよう依頼した。その時、JAFからバーストの原因はタイヤが老朽化しているためではないかとの話があった。溝はあったとのこと。

2回目については他の整備工場に依頼することを話したところ、整備工場から他で修理するのであれば、見積代29,000円（鈑金代の1割）、代車代13,000円、JAF代20,000円の請求がきた。この請求は支払う必要があるのか。さらに後から請求がくるのはおかしいのではないか、納得がいかない。また、タイヤが老朽化していたための事故であり、相手に非があるのでないか、タイヤの鑑定をお願いしたい。

【対応】

整備工場に連絡し、事情を聞いたところ、見積書についてはきちんと作成しており、相手が出張していたため連絡ができなかった。また、見積書289,000円について中古パーツを使用し、201,000円としお客様の負担軽減を考えて作業した。また、技術料の内訳は後日、鈑金、脱着など明細で渡した。2回目修理もこちらで作業する場合は、見積代とか代車代は請求しないことを考えていたが、あまり勝手なことばかり言うので、こちらもそれなりに対応するようにした。

相談者と整備工場の言い分が対立しているので、お互い譲り合って、円満に解決してもらうようお願いした。また、相談者には正直に話しをすれば相手も分かってくれるので、もう一度話し合うようお願いした。タイヤの鑑定はタイヤ販売店。また、技術料の135,000円の正当性については車体協同組合を紹介した。その後、車は工場から修理せず引き取ったとのこと。

ケースその2

【相談】平成23年12月5日 兵庫県 男性

【内容】中古販売時のブレーキホース取付部の錆説明欠落について
(生活相談センター、中販連から整備相談所を紹介)

- ・車名：乗用車 ・中古登録：平成21年(初度：平成11年)

2年前に兵庫のAディーラーから購入した中古車3年保証付き。勤務先の関係で神奈川のBディーラーで車検を受けた。

〈整備後のアドバイス〉

・ブレーキホースの液漏れはないが、硬化しているので近いうちに交換が必要になるかも知れない。
取付部分が錆びているので交換はできない、購入時の写真にその部分が写っている。ブレーキホースの劣化は理解できるが、購入時には錆びの部分の説明はなかった。その時に言われていたら考えたが、今言われても納得できない。特に要求はなかったが、Aディーラーに連絡し事情を聞き連絡をしますと電話を切った。

【対応】

12月5日 Aディーラーサービス本部に連絡。

〈サービス本部担当者からの返答〉

- ・この件は連絡のやり取りをしている。
- ・写真の錆びも確認している。
- ・会社としては、車検時に漏れがなければ良としている。

〈同日数回、相談者に連絡するが不通、翌日、相談者から連絡あり〉

- ・相談所は仲裁機関でないのでこれ以上踏み込めないが、Aディーラー担当者には相談者に連絡し対応するようにお願いした。担当者から折り返し連絡があると思うので話し合ってほしいと伝え、相談者は了解した。

ケースその3

【相談】兵庫県 女性

【内容】高い板金修理代について

契約駐車場で隣に止めている車にドアをぶつけ、相手側で板金修理をした。

修理が済み78,750円の支払いを済ませたが、知り合いの整備工場に聞くと金額が高いと言われた。請求の中に代車料金も含まれていたが必要か？

【対応】

12月19日、修理工場(会員工場)に電話で確認。

- ・修理の依頼は被害者から受けて12月10日入庫した。
- ・修理代については概算7～8万円かかることを伝え了承を取り作業にかかった。
- ・作業は12月10日～16日
- ・12月17日、加害者が修理代を支払いに来た

金額については確認を取ってから行った作業なので妥当と思う。代車料金については、土地柄から車は必要で、7日間かかったが5日分しか請求しなかった。請求金額も必要経費の最小限に留めている。いずれにしても加害者側は不信感を持っているので、連絡し話をしてもらうように依頼した。以上のことを相談者に伝えた。

ゴムホース類の劣化点検に関する注意の連絡について

■ 対象車両

全車両

■ 内容

燃料系、冷却系、ブレーキ、潤滑系などに使用しているゴムや樹脂のホースが損傷又は経年劣化などで亀裂等を発生し、オイル・液漏れすると、思わぬ事故、火災の要因となります。

入庫点検時は、滲みなどの予兆にも注意し、点検、処置の徹底をお願いいたします。

■ 確認方法

①損傷、亀裂。膨れ、漏れ、油分付着、油脂類の飛散等を目視確認する。

②漏れの判断が難しいときは、清掃後、ホースを含むシステムを作動させ、加圧させた状態で確認する。

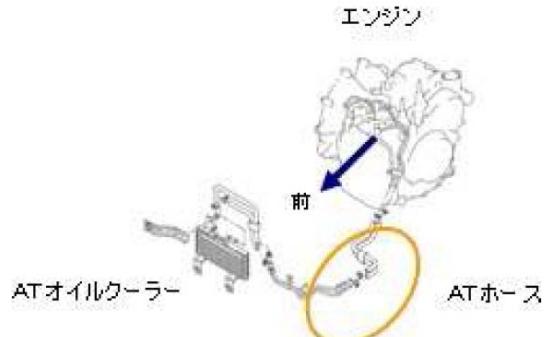
■ 処置

ホースの膨れ、滲みを含め異常が認められた物は交換する。

■ ホース漏れの事例（参考　三菱）



(エンジンルーム)



(ATホース取付け部)

ATホースに亀裂が認められる。
貫通した亀裂がある場合、圧力が掛かるとオイル漏れする。



(亀裂部拡大)